

議案第 17 号

名張市スポーツ推進審議会委員の委嘱及び任命について

名張市スポーツ推進審議会条例（昭和49年条例第35号）第2条の規定に基づく名張市スポーツ推進審議会委員の委嘱及び任命については、別紙のとおり行う。

令和 7 年 3 月 2 1 日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市スポーツ審議会委員 委員名簿

委嘱・任命期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日

委員一覧					前委員（継続委員は除く）	
	区 分	氏 名	所属団体・役職名	当初委嘱・任命日	氏 名	所属団体・役職名
1		中森 博文	名張市スポーツ協会 会長	平成23年10月4日		
2		梶田 淑子	名張市スポーツ少年 団本部 顧問	平成23年10月4日		
3		川合 滋	名張市スポーツレクリ エーション協会 会長	令和7年4月1日	竹政 悦子	名張市スポーツレクリ エーション協会
4		中山 文利	名張市地域づくり代 表者会議	令和5年4月1日		
5		松尾 大介	近畿大学工業高等専 門学校 教授	平成23年10月4日		
6		（調整中）	名張市スポーツ推進 委員協議会		鎌田 妙子	名張市スポーツ推進 委員協議会
7		松村 典彦	名賀医師会 理事	平成29年4月1日		
8		根本 健	名張市小中学校長会	令和3年4月1日		
9		山森 克彦	名張市身体障害者互助会	令和3年4月1日		
10		和田 四十八	名張市老人クラブ連合 会 副会長	平成31年4月1日		

※選任状況は3月10日現在となります。調整中委員の決定及び各団体推薦者、人事異動等に伴う委員の変更が生じた場合は、随時報告をいたします。

(設置)

第1条 この条例は、スポーツの推進に関する基本計画その他重要事項の調査、審議を行うためスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づく、名張市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の設置及び組織、運営等について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 審議会は、委員10名で組織する。

(会長・副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 審議会の委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、別に定める。

附 則 省略